

役員等の報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ウエルネスの理事・監事及び評議員（以下役員等という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び常勤理事の報酬等)

第2条 理事長及び常勤理事の報酬等は、定款条第21項の規定に基づき支給する。

- 2 前項に定める報酬のほか、理事長及び常勤理事には給与規定の適用を受ける職員の例により算出した通勤手当を支給することができる。
- 3 第1項で定める理事長及び常勤理事に対する報酬については、対象となる理事長及び常勤理事全員への支給総額が年額1,500万円を超えない範囲内で、理事長及び各常勤理事ごとの報酬額を評議員会で決定する。
- 4 報酬等の支給方法等に関する詳細については、給与規定の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が職務のため旅行したときは、定款第21条の規定に基づき、その費用を弁償するものとし、その額は旅費規定に規定するところによる。
- 2 費用の弁償方法は、一般職員の例による。

(規定の変更)

第4条 この規定の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する。